

「官製談合」の再発防止を求める決議

2008年10月29日、公正取引委員会は、本市が発注した下水道電気設備工事33件を入札談合と認定し、本市に対して「入札談合等関与行為防止法」に基づく改善措置要求を行った。

本市は、2000年に発覚した都市局の不祥事以降、これまでも、綱紀粛正と入札改革に取り組んできたはずのところ、また、市長は、公正取引委員会の立ち入り調査を受け、本年6月に、「下水道工事発注等調査委員会」を設置し内部調査を進めた結果、「職員の関与はなかった」と結論づけていたにもかかわらず、このように公正取引委員会から官製談合の認定を受けたことは、札幌市の自浄作用が働いてこなかったことを示すものであり、全庁的なこれまでの取り組みに疑問を持たざるを得ない。また、永年にわたる本市幹部職員の関与が指摘されたことは、市民の信頼を根底から揺るがすものであり、極めて遺憾である。

いうまでもなく談合は、公平・公正な競争を阻害するばかりでなく、税金から不当な利益を得る犯罪であり、全体の奉仕者として厳正に職務を遂行しなければならない公務員が主導することは言語道断であり、決してあってはならないことである。

よって、本市議会は、二度とこのような不祥事を繰り返すことの無いよう、市長をはじめとする職員が一層高い意識を持って談合の仕組みや原因の徹底究明を行い、入札制度の改革を更に進めるなど再発防止策の強化及び徹底を図るとともに、コンプライアンス（法令遵守）を担当する組織の設置や関与職員に対する罰則の強化など、組織を挙げて服務規律の確保と公務員倫理の確立に努め、市民の信頼回復に向けて取り組むよう強く求めるものである。

以上につき、決議する。

平成20年（2008年）11月7日

札幌市議会

（提出先）札幌市長

（提出者）民主党・市民連合、自由民主党、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道及び自民維新の会所属議員全員